

恵庭市告示第50号

次のとおり公印の調製及び廃棄を行うので、恵庭市公印規程（昭和44年訓令第2号）第6条の規定により告示する。

令和7年4月1日

恵庭市長 原 田



記

1 調製する公印

公印 番号	公印 種類	区分	印 影	寸 法	用 途
341	職印 市長印	専用		1.7cm×1.7cm ゴム製	恵庭市事務決裁規程第3条第1項及び第4条の規定により課長等が専決する文書用（建築指導課）

2 廃棄する公印

公印 番号	公印 種類	区分	印 影	寸 法	用 途
337	職印 市長印	専用		1.7cm×1.7cm ゴム製	恵庭市事務決裁規程第3条第1項及び第4条の規定により課長等が専決する事務に使用（公園緑地課）
338	職印 市長印	専用		1.7cm×1.7cm ゴム製	恵庭市事務決裁規程第3条第1項及び第4条の規定により課長等が専決する事務に使用（事業調整課）
339	職印 市長印	専用		1.7cm×1.7cm ゴム製	恵庭市事務決裁規程第3条第1項及び第4条の規定により課長等が専決する事務に使用（まちづくり整備課）

2 調製及び廃棄日 令和7年4月1日